

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー エ ー シ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 島 田 俊 夫
(証 券 コード 4725 東 証 1 部)
問 合 先 執 行 役 員 大 塚 直 義
責 任 者 経 営 統 括 本 部 長
(電 話 03-6667-8000)

取締役に対するストックオプション(新株予約権)付与に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 361 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役を除く当社取締役に対し、報酬として、ストックオプションとしての新株予約権を、平成 20 年 3 月 27 日開催予定の定時株主総会(以下「本総会」という)開催日の翌日から 1 年間に総額 20 百万円の範囲内で付与することの承認を求める議案を、下記のとおり本総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役に対し新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 140,000 株を本定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

1,400 個を本定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は(以下「付与株式数」という)は 100 株とする。(ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使に際して出資される財産の価額(以下「行使価額」という)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下

「終値」という)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満は切上げ)とする。

但し、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(単元未満株式売渡請求権および新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日より7年を経過する日までの範囲内において取締役会が定めるものとする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、対象者が以下の各号に該当する場合はこの限りでない。

・当社または当社の関係会社の取締役を任期満了により退任した場合

・当社または当社の関係会社の従業員を定年により退職した場合

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。

新株予約権者は、当社第45期(平成22年12月期)の確定した連結損益計算書において、中期経営計画の目標である経常利益が40億円以上(以下「目標値」という)となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等により中期経営計画に変更が生じた場合は、その限りにおいて目標値は変更されるものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとする。

以上

お問い合わせ先 : 株式会社 シーエーシー
広報 IR グループ
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1
TEL : 03-6667-8010